

稲沢市結婚活動支援事業業務委託実施要領

稲沢市（以下「本市」という。）では、稲沢市結婚活動支援事業業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型企画提案方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、優先交渉者を選定するため、本要領に基づき提案の募集を行うものである。

1 目的

本市では、結婚を希望しながらも出会いの機会に恵まれない未婚者に、出会いの場やきっかけづくりの機会を創出するため、地域資源を活用した結婚活動支援事業を実施する。

事業の実施にあたり、魅力あるイベント等を実施するため、民間事業者の企画力、運営力等を活かした企画提案を求め、優先交渉者を選定するために実施するプロポーザル方式に関して必要な事項を定めるものである。

2 受託業務の概要

(1) 件名

稲沢市結婚活動支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙1「稲沢市結婚活動支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託金上限額

金793,100円（消費税及び地方消費税等を含む）

(5) 契約方法

契約の締結は、プロポーザル方式で選定された優先交渉者と本市の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法で本業務にかかる委託契約を締結する。

3 プロポーザル方式の参加資格

次に掲げるすべての条件を満たしていること。

なお、本業務におけるプロポーザル方式による手続きへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、単体の法人格を有する企業とし、複数の事業者による共同体は認めないものとする。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てを受けていない法人
- (2) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っていない法人
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4（地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない法人
- (4) 募集開始時点から優先交渉権者決定通知までの間に、稲沢市入札者心得書第 3 条による指名停止の期間がない法人
- (5) 募集開始時より最近 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税の滞納のない法人（徴収猶予を受けている時は滞納していないものとみなす。）
- (6) 稲沢市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員が経営や運営に参与しないこと。
- (7) 過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）において、他の自治体や民間等で異性との出会い・交流を目的としたイベント開催を複数回実施していること。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。

4 選定のスケジュール

本業務は以下の日程にて、優先交渉権者の決定、契約の締結の予定です。

項目	日程
(1) 参加登録申込	令和7年4月7日(月)から 令和7年4月24日(木)午後5時
(2) 質問の受付	令和7年4月7日(月)から 令和7年4月24日(木)午後5時
(3) 質問に対する回答	令和7年5月1日(木)(予定)
(4) 企画提案書類の受付	令和7年5月7日(水)から 令和7年5月19日(月)午後5時
(5) 審査日	令和7年5月27日(火)(第11会)
(6) 優先交渉権者の決定通知	令和7年5月28日(水)(予定)
(7) 契約締結	令和7年5月末日(予定)

(1) 参加登録申込

企画提案種類の提出を希望される応募者は、必ず以下のとおり参加登録申込みを行ってください。

【受付期間】

令和7年4月7日(月)から令和7年4月24日(木)午後5時まで

【提出方法】

参加登録申込書(様式第1)を電子メールにより提出してください。メールの件名は「参加登録申込(法人等名)」としてください。

【提出先】

chiik@city.inazawa.aichi.jp

【その他留意事項】

参加登録を行ったにもかかわらず、企画提案書類を提出しなかった場合は、審査を辞退したものとみなし、審査結果の通知を行いません。

(2) 質問の受付

企画提案書類提出にあたっての質問は、質問書(様式第2)により、電子メールで提出してください。郵送及び電話など電子メール以外での方法による質問は受け付けません。

【受付期間】

令和7年4月7日（月）から令和7年4月24日（木）午後5時まで

【提出方法】

メールの件名は「【質問】（法人等名）」としてください。なお、質問がない場合、「【質問なし】（法人等名）」と明記して、提出してください。

【提出先】

chiik@city.inazawa.aichi.jp

【その他留意事項】

質問の提出は1者につき1度のみとし、追加提出等は認めません。

（3）質問に対する回答

回答は、全応募者の全質問をまとめた上で、全応募者に対し一括して行います。

【回答予定日】

令和7年5月1日（木）（予定）

【その他留意事項】

本市からの回答を受信したら、稲沢市市民福祉部地域協働課まで、受信確認した旨の電話をしてください。（電話番号 0587-32-1146）

（4）企画提案書類の受付

1 提出書類

ア 企画提案申請書（様式第3）

イ 企画提案書

（ア）実施体制（様式第4）

（イ）事業計画書（様式第5）

（ウ）事業スケジュール（様式第6）

（エ）事業見積書（様式第7）

ウ 会社概要書（様式第8）

エ 添付書類（様式は自由です。）

（ア）見積関係書類（予算見積金額の根拠となる資料を可能な範囲で添付）

（イ）過去5年間で行った実施事業一覧（日付、場所、参加人数を記載のこと）

（ウ）会社情報がわかる資料（定款・規約、経営状況等）

- 2 提出部数
1 部
- 3 提出期間
令和7年5月7日（水）から令和7年5月19日（月）午後5時まで
- 4 提出先
稲沢市市民福祉部地域協働課（稲沢市役所本庁舎1階）
- 5 提出方法
企画提案申請書類の一式を市へ持参してください。

(5) 審査日

- 1 実施日
令和7年5月27日（火）（第11会議室）
- 2 優先交渉者の選定
選定委員会による書類審査で優先交渉者を決定する。
- 3 審査方法
提出された企画提案書等の内容について審査する。各選定委員の評価点の合計を総合評価点として、総合評価点の最も高い者を優先交渉者とし、総合点数が2番目に高い者を次点優先候補者とする。総合評価点の同じ者が複数ある場合は、各選定委員の多数決で決定する。
- 4 審査の主な基準及び配点
 - ア 理解（5点）
（ア）企画提案書は本事業の趣旨に沿っているか。
 - イ 取組体制（25点）
（ア）他の自治体等において本事業と類似する事業の実績があり、ノウハウや経験が豊かであるか。
（イ）業務遂行過程で地域協働課担当職員との協議打ち合わせに応じる体制ができているか。
（ウ）業務推進体制及び業務責任者は適切であるか。
（エ）個人情報管理の徹底を含めた信頼のある体制となっているか。
（オ）想定外の業務に応える組織的な応用力はあるか。
 - ウ 参加者募集（5点）
（ア）募集方法について効果的な工夫はされているか。
 - エ 実施内容（60点）
（ア）提案されたイベントの内容は具体的で明確であるか。

- (イ) 参加者が興味を持つイベント内容か。
- (ウ) 稲沢市の地域資源を活用し、稲沢市の魅力を感じられる内容となっているか。
- (オ) 参加者がより多くの異性の参加者と交流できる工夫がされているか。
- (カ) 天候不良など不慮の事案に対応できるプログラムとなっているか。
- (キ) 参加者を集めやすい時期、時間、料金であるか。

オ 費用の妥当性（５点）

- (ア) 費用積算の単価、根拠等は妥当であるか。

(６) 優先交渉権の決定通知

- 1 企画提案書等を提出した者へ、令和７年５月２８日（水）に書面により選定結果を通知する。また、優先交渉者及び次点優先交渉者を本市公式ウェブサイトにて公表する。
- 2 事前審査も含め、選定に対する一切の問い合わせ及び異議には応じない。

(７) 契約締結

- 1 本市は、選定された優先交渉者と企画提案書等に基づき、仕様書を作成し委託契約を締結する。
- 2 契約金額は、提案された見積金額を基本として委託金上限額の範囲内で協議したうえで、新たに徴収した見積書の金額とする。
- 3 本業務における契約において、優先交渉者との協議が不調となった場合又は優先交渉者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点優先交渉者が交渉権者となり、協議を行うものとする。
 - ア 「３ プロポーザル方式の参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - イ 提案内容が無効となったとき。
 - ウ その他、事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき。
- 4 契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合には契約を解除し、受託者を変更することができるものとする。
 - ア 企画提案書等に虚偽の記載があることが明らかになった場合

- イ 受託者に重大な瑕疵がある場合
 - ウ 本業務遂行の意思が認められない場合
 - エ 業務遂行能力がないと認められた場合
 - オ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合
- 5 すべての提案事項について契約を保証するものではなく、企画提案書等について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と交渉権者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ア 提出書類の提出方法、提出期限等がこの要領に該当しないもの。
- イ 提出書類に虚偽の記載がされているもの。
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる

6 その他

- (1) 本業務に関する選定委員、本市職員その他関係者に対して、本業務提案についての個別接触は禁止とする。
- (2) 提案は、1企業について1件とする。
- (3) 企画提案書等は返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の作成等に要した費用は、参加希望者に負担とする。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (6) 企画提案書等の著作権は、参加希望者に帰属するものとする。ただし、本市がプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加希望者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加希望者が負うものとする。
- (8) 提出された書類は受託者の選定以外の目的では使用しない。ただし、本市情報公開条例に定める非公表情報を除き、公開の対象となる。

(9) 書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに稲沢市市民福祉部地域協働課(0587-32-1146)に電話連絡し、令和7年5月22日(木)午後5時までに辞退届(様式第9)を提出する。

7 担当窓口

稲沢市市民福祉部地域協働課

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1 稲沢市役所本庁舎1階

電話 0587-32-1146(直通)(月～金曜日午前8時30分～午後5時15分)

電子メール chiik@city.inazawa.aichi.jp